

平成 31 年度 新卒者募集の詳細

(福祉系専門学校(短大)・4年制大学卒業見込み)

(資格;「介護福祉士」取得見込、「介護職員初任者研修」履修見込の方)

(社会福祉法人ほくろう福祉協会 ; 札幌市)

募集職種	① 介護職
採用人数	3～4名
勤務場所	★当法人が運営する以下の3施設 ・特別養護老人ホーム 緑愛園(札幌市清田区 北野) ・特別養護老人ホーム 青葉のまち(札幌市厚別区 青葉町) ・特別養護老人ホーム サポータィ・もみじ台(札幌市厚別区 もみじ台)
事業内容	1. 特別養護老人ホーム 緑愛園(清田区 北野) 1) 特養(82名) 2) 短期入所(12名) 3) 通所介護(35名) 4) 訪問介護 5) 居宅介護支援 2. 特別養護老人ホーム 青葉のまち(厚別区 青葉町) 1) 特養(70名) 2) 短期入所(10名) 3) 通所介護(43名) 4) 居宅介護支援 3. 特別養護老人ホーム サポータィ・もみじ台 (厚別区 もみじ台) *平成29年4月24日 開設 1) 特養(80名) 2) 訪問介護 3) 居宅介護支援 4. 地域包括支援センター(札幌市委託事業) 1) 札幌市清田区第1包括支援センター 2) 札幌市清田区第2包括支援センター 5. 札幌シニア福祉機構(研修研究事業等) *平成29年度は、介護職員初任者研修、現任専門職研修、認知症介護実践研修など、32講座、1,647名の受講を頂きました。
雇用形態	正職員(試用期間なく、即正職員として採用)

勤務時間	<p>★ シフト制、 実労働時間 7時間 40分</p> <p>早出勤務 6:40 ~ 15:20 (休憩1時間)</p> <p>日中勤務 8:50 ~ 17:30 (休憩1時間)</p> <p>遅出勤務 11:50 ~ 20:30 (休憩1時間)</p> <p>夜間勤務 23:00 ~ 翌8:40 (休憩2時間)</p> <p>*上記の他にもシフト形態があります。</p>
給与・手当など	<p>基本給 月 162,700円 (専門学校・短大卒)</p> <p>基本給 月 171,400円 (4年制大学卒)</p> <p>別途資格手当 介護福祉士 月 10,000円</p> <p>*ヘルパー1級 5,000円、初任者研修(旧ヘルパー2級) 3,000円</p> <p>手 当 (準夜勤1回) 1,000円 (深夜勤1回) 2,000円</p> <p>〃 (住宅手当) 月 20,000円 (上限)</p> <p>交 通 費 実費支給(上限 月 30,000円)</p> <p>賞 与 29年度実績 3.1ヵ月 (初年度月割り支給)</p> <p>寒冷地手当 年 33,000円~110,000円 (10月~3月に分割支給)</p> <p>被服費手当 年 13,000円 (3月給与支給時に一括して支給)</p> <p>*扶養手当他、諸手当制度あり</p> <p>《 月例給与参考例 》</p> <p>・ 来年3月に専門学校(又は短大、大学)を卒業し、アパートを借りて単身生活をする場合の給与例です。</p> <p>(夜勤・準夜勤とも月4回勤務、賃貸アパート(家賃は月2万円以上の場合))</p> <p>例1) 20歳、専門学校(短大)卒、介護福祉士取得</p> <p>① 基本給 162,700円 ② 資格手当 10,000円</p> <p>③ 夜勤手当 8,000円 ④ 準夜勤手当 4,000円</p> <p>⑤ 住宅手当 20,000円 支給合計 204,700円</p> <p>例2) 22歳、4年制大学卒、介護福祉士取得</p> <p>① 基本給 171,400円 ② 資格手当 10,000円</p> <p>③ 夜勤手当 8,000円 ④ 準夜勤手当 4,000円</p> <p>⑤ 住宅手当 20,000円 支給合計 213,400円</p> <p>例3) 22歳、4年制大学卒、介護職員初任者研修履修(ヘルパー2級)</p> <p>① 基本給 171,400円 ② 資格手当 3,000円</p> <p>③ 夜勤手当 8,000円 ④ 準夜勤手当 4,000円</p> <p>⑤ 住宅手当 20,000円 支給合計 206,400円</p> <p>*交通費は別途実費支給(上限3万円/月)(支給合計には含まれていません)</p>
休日・休暇	<p>4週8休(勤務割表による)</p> <p>*平成30年度年間休暇日数 121日</p> <p>年次有給休暇、傷病有給休暇 特別休暇(慶弔、裁判員休暇など)</p>

資格要件	①介護福祉士、ヘルパー1級、介護職員初任者研修履修（取得・履修見込） ②自動車運転免許証（あれば尚可。AT限定可。）
社会保険	雇用保険 健康保険 労災保険 厚生年金
選考方法	書類選考、面接（1次面接、役員面接）
試験日	*応募者に随時通知します
申込み締切り	<u>（第1回目）</u> <u>平成30年8月23日（木）</u> <u>（第2回目）</u> <u>平成30年9月14日（金）</u>
提出書類	①履歴書（写真貼付） ②成績証明書 ③資格取得見込証明書 ④健康診断書
問合せ	社会福祉法人 ほくろう福祉協会 総務管理部 百瀬・人見 TEL 011-897-1100
「ほくろう福祉協会」紹介と「法人理念」	<p>・当法人は1989年の創立以来、札幌市内を中心に高齢者領域を専門とした社会福祉事業を展開して参りました。</p> <p>・現在、札幌市清田区に「特別養護老人ホーム 緑愛園」と厚別区に「特別養護老人ホーム 青葉のまち」を運営しており、平成29年4月に、当法人3つ目の特養となる「特別養護老人ホーム サポータィ・もみじ台」を新設OPENしました。また、札幌市からの委託事業として、清田区第1地域・第2地域包括支援センターを運営しています。</p> <p>[法人理念] 「私たちは、人の幸せを望みます」 ～We Wish a person well (3Wビジョン)～</p>
第4次中期経営計画3ヵ年ビジョン「平成29～31年度」の基本目標	<p>[基本目標] 私たちは、利用者・家族そして地域に信頼の高い施設・事業所を目指します。</p> <p>I. ほくろう福祉協会の運営キーワード</p> <p>①専門的及び気配りのある利用者サービス ②満足感が高い家族・地域サービス ③スキルの高い専門家集団の確立と育成 ④良好な職場環境と風土づくり ⑤利用意欲を高める環境整備 ⑥期待される社会福祉法人の使命 ⑦健全かつ安定した経営基盤の確立</p> <p>II. 法人全体のイメージ目標</p> <p>1 利用者本位の組織風土 2 オープンな事業運営 3 健全かつ安定な経営 *目標となる施設・法人</p>

トピックス	<p>[海外派遣研修・国際交流の実施について]</p> <p>*当法人では、広い視野に立った福祉介護人材育成のため、平成 24 年度から海外派遣研修・国際交流に積極的に取り組んでいます。</p> <p>①「フランス・デンマーク福祉施設視察研修」 24/11/3～11/10 の 8 日間（施設介護職員 1 名参加）</p> <p>②第 1 回「フィンランド福祉施設視察研修」 25/9/28～10/4、7 日間（職員 3 名参加）</p> <p>③平成 26 年 4 月 9 日、フィンランド（シポー市）の「シポーサービスハウス財団」と「高齢者福祉の国際交流（職員派遣研修）協定書」を締結</p> <p>④「フィンランド福祉施設から視察研修生受入れ」 26/6/10～6/15 の 6 日間フィンランド、シポー市の「リンダホーム」から、海外派遣研修生 2 名を受入れ</p> <p>⑤ 第 2 回「フィンランド福祉施設視察研修」 26/9/29～10/6、8 日間（職員 3 名参加）</p> <p>⑥「フィンランド福祉施設から視察研修生受入れ」 27/6/11～6/16 の 6 日間フィンランド、シポー市の「リンダホーム」から、海外派遣研修生 3 名を受入れ</p> <p>⑦ 第 3 回「フィンランド福祉施設視察研修」 28 年 10 月に、職員 3 名を派遣。</p> <p>⑧「フィンランド福祉施設から視察研修生受入れ」 29/5/10～5/12 の 3 日間フィンランド、シポー市の「リンダホーム」から、海外派遣研修生 4 名を受入れ</p> <p>*当法人は、こうした国際交流を今後も深めて行くことにしています。</p>
施設見学会のご案内	<p>★下記のとおり「法人説明会&施設見学会」を予定します。お気軽にご参加下さい。参加ご希望の方は、開催日の3 日前までにお電話か E メールでお申込み下さい。申込みをお待ちしています。</p> <p>(連絡先)法人本部総務管理 百瀬・人見(Tel.011-897-1100) E メール : hokurou@hokurou.or.jp</p> <p>第 1 回目 平成 30 年 8 月 18 日(土) 13:30～16:30</p> <p>第 2 回目 平成 30 年 9 月 1 日(土) 13:30～16:30</p> <p>*会場は、特養「サポーティ・もみじ台」(札幌市厚別区)です。</p> <p>*上記日程が都合が悪い場合は、遠慮なくお電話下さい。</p>
*耳寄りなお知らせ	<p>★<新卒採用者(限定) !!></p> <p>「入職準備金制度」(引越し等の費用・正職員採用者・10 万円)があります。</p> <p>★また、転居される場合は、賃貸住宅物件など、信頼出来る住宅業者さんを斡旋します。(仲介手数料が「半額」など、様々なメリットあります。)</p>

*** (補足)[社会福祉士]国家資格のある方は、法人内での「ソーシャルワーカー」職への登用もあります。**